

株式会社浄心社周辺の井戸水調査結果について（第2報）

株式会社浄心社（名古屋市西区上名古屋二丁目 1501 番他）の地下水汚染（平成 26 年 11 月 28 日公表済）に係る周辺井戸水調査の結果について、周辺井戸 3 地点で調査したところ、新たに 1 地点の井戸で環境基準を超えた（平成 26 年 12 月 25 日公表済）ことから、さらに範囲を広げて周辺井戸の水質調査を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 調査日

平成27年1月28日

2 調査対象

第1報で環境基準を超えた井戸及びその周辺約500m以内の井戸 合計2地点

3 調査結果

トリクロロエチレン及びその関連物質について周辺井戸水調査を行った結果、新たな周辺井戸においてすべて環境基準に適合していました。

単位：mg/L

所在地		西区 数寄屋町		西区 数寄屋町	地下水の 環境基準
(株)浄心社からの距離		南 500m		南 500m	
用途		工業用水		工業用水	
ストレーナーの位置		32-44m		57-63m	
調査日		平成 26 年 12 月 8 日	平成 27 年 1 月 28 日	平成 27 年 1 月 28 日	
調査項目	塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.026	0.022	0.004	0.04 以下
	トリクロロエチレン	0.022 (2.2)	0.022 (2.2)	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	0.0071	0.0066	<0.0005	0.01 以下

※太字は環境基準を超過していることを示しています。

※（ ）内は、環境基準に対する倍率です。

4 本市の対応

環境基準を超えた井戸については、井戸水を飲用しないように指導しました。
報告者の株式会社浄心社に対し、引き続き必要な対策を実施するよう指導を行います。
環境基準を超えた井戸については、今後も定期的な監視を行います。